

第11分科会

障がいのある学生に対する教育的支援の 現状と課題

報告者

- 朝比奈覚順** 大谷大学 文学部 教授
中村 一郎 京都市教育委員会 総合育成支援課 首席指導主事
三好 明夫 京都ノートルダム女子大学 現代人間学部 教授
山崎 学 大谷大学 学生支援部キャリアセンター 課長

コーディネーター

- 安田 誠人** 大谷大学 教育学部 教授

本分科会では下記の3点について検討を行う。

- (1) 高等教育機関で求められる合理的配慮～文部科学省審議委員会での提言からの検討～
- (2) 障がいのある学生に対して合理的配慮に基づいた教育を実践するために必要なこと～差別や偏見をなくし、障がいのある学生に対する教育保障をするために教育機関がすべきことの検討～
- (3) 教育機関での合理的配慮に基づいた教育実践報告～教育機関での障がいのある学生に対する実践報告を通じて、成果と課題についての検討～

〈第 11 分科会〉

障がいのある学生に対する教育的支援の現状と課題

大谷大学 教育学部 教授 安田 誠人

1. 第 11 分科会の趣旨

本分科会では、障がいのある学生に対する教育的支援の現状と課題について検討を行い、よりよい支援や障害のある学生にとって求められる支援とは何かということ、そして支援の向上するにはどうすべきかについて検討をしていく。

第 11 分科会では主に下記の 3 点について検討を行った。

- (1) 高等教育機関で求められる合理的配慮～文部科学省審議委員会での提言からの検討～
- (2) 障がいのある学生に対して合理的配慮に基づいた教育を実践するために必要なこと ～差別や偏見をなくし、障がいのある学生に対する教育保障をするために教育機関がすべきことの検討～
- (3) 教育機関での合理的配慮に基づいた教育実践報告 ～教育機関での障がいのある学生に対する実践報告を通じて、成果と課題についての検討～

2. 第 11 分科会のスケジュール

○午前

10:00～10:10 開会挨拶・趣旨説明

安田誠人（大谷大学）

「第 11 分科会の趣旨説明」

10:10～10:50 第 1 報告

朝比奈覚順先生（大谷大学）

「インクルーシブ教育と『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』を通して大学の果たす役割」

10:50～11:30 第 2 報告

中村一郎先生（京都市教育委員会）

「京都市における障害のある児童生徒への支援」

11:30～11:40 コメントシート記入

11:40～12:00 コメントシートに基づいての質疑応答

○午後

13:30～14:10 第 3 報告

三好明夫先生（京都ノートルダム女子大学）

「学生支援の現状と課題：京都ノートルダム女子大学の実践から」

14:10～14:40 第 4 報告

山崎学先生（大谷大学）

「学生支援の現状と課題：大谷大学の実践から」

14:40～14:50 コメントシート記入

14:50～15:10 コメントシートに基づいての質疑応答質疑応答

15:10～15:30 まとめと閉会挨拶

安田誠人（大谷大学）

3. 第 11 分科会の内容

冒頭に、分科会コーディネーターの安田から、開会挨拶及び、趣旨説明をさせていただいた。

①朝比奈覚順先生から、「インクルーシブ教育と『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』を通して大学の果たす役割」について話題提供をさせていただいた。

最初に「インクルーシブ教育システムの構築と特別支援教育の推進」に関して、中央教育審議会初等中

等教育分科会報告～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～について話していただいた。ここではインクルーシブ教育やインクルーシブ教育システムと特別支援教育の関連、特別支援新教育の理念などを話していただいた。

次に「合理的配慮」について、合理的配慮の定義、合理的配慮を理解するポイントを説明していただいた。続けて合理的配慮と基礎的環境整備の関係性、基礎的環境整備の8項目（①ネットワークの形成、②専門性のある指導体制の確保、③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導、④教材の確保、⑤施設・設備の整備、⑥専門性のある教員支援員等の人的配置、⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導、⑧交流及び共同学習の推進）について提言をしていただいた。

また合理的配慮は障がいのある子どもが十分な教育を受けられるために提供できているかとの観点から評価することの大切さを述べていただいた。さらに十分な教育を受けるとは、障がいのある子どもたちが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかが大切との指摘をしていただいた。続けて大学等における合理的配慮を理解するポイントに関して、「機会の確保」と「教育方法等」の観点から具体的な支援方法、留意点を説明していただいた。

最後に「障害者差別解消法」の主要なポイントと同法での対象となる障害者の範囲について、障害者手帳所持者に限定されないこと、国公立大学、私立学校での障がいのある学生への対応指針の活用について説明をしていただいた。

②中村一郎先生から、「京都市における障害のある児童生徒への支援」について話題提供をしていただいた。

最初に、「特別支援教育の現状」について全国的な状況を説明していただいた。ここでは「障害者の権利条約」との関わりから、インクルーシブ教育システムについて説明をしていただいた。「学校教育法第81条」に基づいて日本の特別支援教育がパラダイムシフトしていくことになり、それぞれの子どもにとって分かりやすい、支援、授業をする必要性を述べていただいた。また「特別支援教育の対象の概念図」「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」に基づいて、特別な支援を必要とする子どもの数が増加していることを説明していただいた。

次に「京都市における取組状況」について、LD等通級指導教室設置校の拡大でしていること、平成30年度より高等学校におけるLD等通級による指導が開始されたこと、高等学校における特別支援教育のより一層の推進などの取り組みについて説明をしていただいた。

また「総合支援学校高等部における取組」として、総合支援学校職業学科の取組を取り上げて、キャリア教育の視点に基づいて教育課程全体を見直した教育内容を説明していただいた。「何のため」「誰のため」を考え、生徒にとって学ぶことの意義につながる教育を実践することにより、「働くことの意味を知る」「自己肯定感」の育成が達成できた。就職に関しても50人～60人全員の性が就職できたとの報告をしていただいた。

最期に「高等学校における取組」の報告をしていただいた。平成30年度4月より市立高校通級が開始されたこと、高校通級特別支援チームが設置（専属教員も配置）されたこと、高校通級での取り組み内容やLD等通級指導教室での指導内容等を報告していただいた。

③三好明夫先生から「障害のある学生に対する教育的支援の現状と課題：京都ノートルダム女子大学における学生支援に向けての教育実践報告」について話題提供をしていただいた。

最初に京都ノートルダム女子大学で実践している具体的な支援体制、「学生サポート」「個別支援」「教員による相談タイム」「心身両面からのサポート」「仲間づくりの支援」「学生の主体活動」「特に障がい学生への手厚い支援としての学生相談室」「心に不安を抱える学生支援」などについて紹介をしていただいた。

次に仮想事例（多様性のある学生事例）に基づいて支援の方法、現状、支援のあり方などについ



て提言をしていただいた。

④山崎学先生から、「学生支援の現状と課題：大谷大学の実践から」について話題提供をしていただいた。

最初に大谷大学での障害のある学生への「支援方針」「支援体制」について紹介をしていただいた。支援体制では大谷大学では学長をトップにした体制であり、管理職自身が障害のある学生支援の責任者になっていることの意義、効果について説明をしていただいた。

次に大谷大学での支援を時期別に「受験前～入学前（合格後）の支援」と「大学生活（入学後～卒業）の支援」に分類をして大谷大学ではどのような体制で障害のある学生に対する支援を具体的に行っているかについて説明をしていただいた。そして、「大谷大学キャリアセンターにおける障害のある学生の支援目標」として、“学生が、卒業後の進路を自己決定していくために支援する”を基本に、「自ら、考え、行動する」ということに重点を置いて支援していることを挙げていただいた。

最期に発達障がいのある学生に対する就職準備期から就職活動本格期、卒業後の内定期 までの事例報告をしていただいた。支援を振り返って、① Aさんが発達障がいの診断後も就職をあきらめなかったこと、②キャリアセンターを利用し、また支援機関とうまく繋がれたこと、③保護者の理解や本人の受容、の3点を本人の望む就職に結びつけることができた要因として挙げられた。また今後の支援の課題として、①本人の成長、②障がい理解と支援に対する協力、③卒業後の進路、④保護者との関係構築、の4点を挙げられた。

4. まとめ

第11分科会には、参加申し込み開始後、早い段階で定員30人の申し込みをいただいた。また分科会においてもたくさんの質問を出していただいた。障がいのある学生に対する支援に関して、興味関心を持っていただいている教職員の皆様がたくさんおられることにありがたい気持ちで一杯である。また全国で、そして京都で障害のある学生に対する教育的支援が充実してきていることに手ごたえも感じる事ができた。

ただ障がいのある学生に対する教育的支援が制度的に大きく進んではいるが、同時にまだまだ実践上の課題も多く抱えていることも明らかとなった。今後も課題を検討し、よりよい支援が可能となり、障害のある学生が安心して学習できる環境を整えていきたい。



コーディネーター：安田誠人（大谷大学教育学部）

1) インクルーシブ教育システムの構築と特別支援教育の推進

～中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 平成24年7月23日」を中心に～

キーワード:システム

インクルーシブ教育システムとは

▶ 障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

(1)インクルーシブ教育システムと特別支援教育

「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。」

(中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」より)「以下、分科会報告と略記」



現行の特別支援教育の理念をしっかりと踏まえて、取り組みを進めていくことが大事

(2)特別支援教育の理念

特別支援教育の推進について (通知)

19文科初第125号, 平成19年4月1日, 文部科学省初等中等教育局長

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

(後略)

特別支援教育の理念と合理的配慮

一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。



学校教育における「合理的配慮」の定義に通じる考え方

⇒ 「合理的配慮とは」でとりあげる

(1)学校がシステムとして機能するには(続き)

管理職がリーダーシップを発揮して、

校内支援システムを構築して効果的に運用すること



- ①校内の人材・組織を活用した支援システムの構築と運用
 - * 特別支援教育コーディネーターを中心とした支援システム
 - * 特別支援学級・通級指導教室の担当教員の活用
- ②本人・保護者と連携した支援システム
- ③地域の諸機関と連携した支援システム

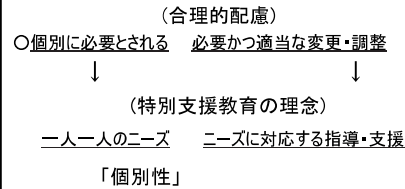
(分科会報告より)

1. 合理的配慮の定義: 学校教育における定義

○条約の定義に照らし、「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、とする。

(分科会報告より)

2. 合理的配慮を理解するポイント(個別性について)



3. 合理的配慮を理解するポイント: 「個別性」

～障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針より(障害差別解消法に基づき、平成27年2月24日閣議決定)～

(1)合理的配慮の基本的な考え方

「合理的配慮は、(略) 障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。」

↓

合理的配慮: 「個別性」

(2)個別性 (基本方針:平成27年2月24日、閣議決定)より

「合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり(注1)、多様かつ個別性の高いもの(注2)であり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ(注1)、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、(中略)双方の建設的対話による相互理解を通じて、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。」

(注1)特別支援学校、通常の学級、特別支援学級、通級指導教室、学校のある地域といった「子供の置かれている状況」
また、学校生活の様々な「具体的場面」

(注2)一人一人のニーズに対応する。⇒ニーズの把握からスタート。

6) 合理的配慮はなんのため?

キーワード: 自立と社会参加

1. 合理的配慮は何のため?

「障害のある子供が、地域社会の一員として、生涯にわたって様々な人々と交流し、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるようにするためには、教育、保健、福祉、医療、労働等の各分野が一体となって、社会全体として、その子供の自立を生涯にわたって支援していく体制を整備することが必要である。」 「教育支援資料、序論より」

↓

自立と社会参加へ

2. 自立と社会参加のための取組

障害のある子供が、将来の進路を主体的に選択できるように、子供の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ることが大切である。(中略)

特別支援学校では、個別の教育支援計画を活用し、幼稚園・小学部・中学部・高等部で一貫性のあるキャリア教育を推進し、卒業後も継続した支援を行っている。(中略)

社会の中で自立していくための教育という意味でキャリア教育と特別支援教育の考え方には共通するものがある。社会環境の変化が大きくなっていく中、特別支援学校・特別支援学級で行われてきている自立支援、職業教育や職場体験を更に発展させ、進化させていく必要がある。

「教育支援資料、序論より」

3. 一貫した支援の重要性

障害のある子供が、地域社会の一員として、生涯にわたって様々な人々と交流し、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるようにするためには、教育、保健、福祉、医療、労働等の各分野が一体となって、社会全体として、その子供の自立を生涯にわたって支援していく体制を整備することが必要である。

(中略)

早期からの教育相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」と捉え直し、個別の教育支援計画の作成・活用の推進等を通じて、一人一人のニーズに応じた教育支援の充実を図ることが、今後の特別支援教育の更なる推進に向けた基本的な考え方として重要である。

「教育支援資料、序論より」

7) 合理的配慮

～大学等の取り組みを参考にして～

○障がいのある学生の就学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)

○教職員のための障害学生修学支援ガイド

を参考にして考える

大学等における合理的配慮を理解する幾つかのポイントがある
～ここでは、「機会の確保」と「教育方法等」をとりあげる～

1. 機会の確保

(基本的な考え方)

○障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないように修学機会を確保することが重要。⇒同等の機会の提供

○高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持。

○受入れに当たっては、障害のない学生と公平に判定するための機会を提供。⇒同等の機会の提供

○受入れ後は、個々の学生の障害の状態・特性等に応じて、学生が得られる機会への平等な参加を保障。⇒同等の機会の提供

「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」より

機会の確保(続き)

(学生が得られる機会への平等な参加を保障する配慮)

○学生に提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、合理的配慮を行う。

ただし、教育の本質や評価基準を変えることや他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更や調整を行うことを求めるものではない。

「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」より

↓
本質的な変更を求めるものではない

「合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。」

(障害者差別解消法に基づいて閣議決定された「基本方針」より)

○様々な機会にあたるものとしては、講義や演習などの正課教育、図書館や学生寮等の学生支援関係施設の利用、大学等が主催する入学・卒業式やオリエンテーションなど教育活動の一環としての学校行事、学生相談や就職指導・修学指導などの正課外教育、これらの機会に参加するための学内移動やフィールドワーク、教育実習等における移動及びこれらに密接に関連する入試・履修登録・試験・休講等の各種情報の入手・奨学金の申請など。

「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」より

2. 教育方法等

○情報保障などにおける配慮の考え方を整理。

- (情報保障)
- (コミュニケーション上の配慮)
- (教材の配慮)
- (学習空白への配慮)
- (学外における実習やインターンシップにおける配慮)
- (公平な試験の配慮)
- (公平な成績評価)
- (心理面・健康面の配慮)

「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)」より

○評価について

評価基準を変えることを行うことを求めるものではない。⇒ 到達度で評価するという基準は変えない

(公平な試験の配慮)と(公平な成績評価)
のできる評価の方法を工夫すること

参考資料:日本学生支援機構「教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版)」

8) 障害者差別解消法の施行 (平成28年4月1日)に伴う 障害を理由とする差別の禁止と 合理的配慮の義務化

キーワード: 障害を理由とする差別の禁止
合理的配慮の提供

1. 障害差別解消法の主要なポイント

①障害を理由とする差別の解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的とする。(第1条)

②行政機関等における障害を理由とする差別の禁止
(国立学校が含まれる)(第7条第1項)

③行政機関等における合理的配慮の提供の義務
(第7条第2項)

④政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する
基本方針を作成すること

(第6条)

⑤行政機関等における第7条に関する対応要領の作成の
義務

(第9条)

法の対象となる障害者の範囲：大事なポイント

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、(中略)心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。

したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。

7. 事業者のための対応指針

障害者差別解消法

第11条

主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

⇒文部科学省は「私立学校向けの対応指針」を作成する。

7. 私立学校向けの対応指針を活用する

「学校現場における障害のある子供たち等への対応等に関しては、文科省対応要領よりも文科省対応指針の方が詳しいが、これは、文部科学省として学校を設置しているものではないことによる。文科省対応指針は、直接的には事業者(私立学校等)を対象としたものではあるが、国公立学校を含めたすべての教育関係者の参考となるものである。文部科学省HPにも掲載しているものであり、特に学校現場の教職員には全文をご覧ください(後略)」

【特別支援教育の充実に向けて～「障害者差別解消法」の施行及び中教審答申(これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上)と特別支援教育について～、齊藤憲一郎、前文科省特別支援教育課企画官、シナプス(ジアーズ教育新社)、2016、Vol. 50、pp66-71】より

ご静聴、ありがとうございました。

京都市における障害のある児童生徒への支援

京都市教育委員会 総合育成支援課 首席指導主事 中村 一郎

京都市における障害のある 児童生徒への支援

京都市教育委員会
指導部総合育成支援課
首席指導主事 中村一郎

Contents

- I 特別支援教育の現状
～全国的な状況～
- II 京都市における状況と取組
- III 総合支援学校高等部における取組
- IV 高等学校における取組

I 特別支援教育の現状 ～全国的な状況～

日本の「学校教育」

＜世界の中の日本＞
国連の動きと連動

- 平成18年12月の第61回国際連合総会において、**障害者の権利に関する条約**が採択された。
- この条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について規定するものである。

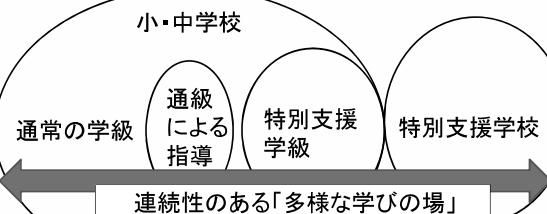
同条約は、

すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、いわゆる「合理的配慮」や、教育に関しては「インクルーシブ教育システム」等の理念を提唱する内容となっている。

障害者の権利に関する条約の締結について承認を求める件

衆議院 平成25年11月19日 承認
参議院 平成25年12月 4日 承認

インクルーシブ教育システム



学校教育法 第81条

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒**その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し**、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

- 2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
 1. 知的障害者
 2. 肢体不自由者
 3. 身体虚弱者
 4. 弱視者
 5. 難聴者
 6. その他障害のあるもので、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
- 3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

知的障害のない発達障害の認識

自閉症は、何らかの知的障害を併せ有しており、特別支援学校や特別支援学級において指導を受けるというのが一般的な考え方

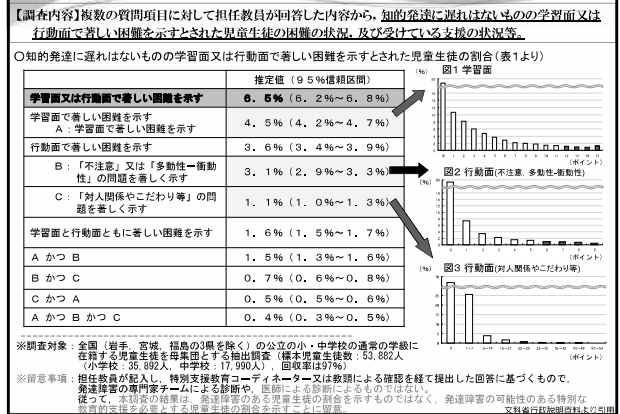
その後、高機能自閉症やアスペルガー症候群などの知的障害を伴わない自閉症の存在が報告され、通常の学級における指導や通級による指導が行われている。

学習障害 (LD) 注意欠如多動性障害 (ADHD) 自閉スペクトラム症 (ASD)

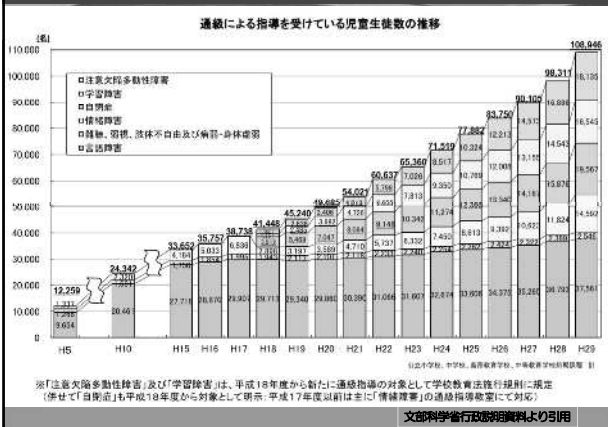
特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)



通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(概要)



特別支援教育の現状 ~通級による指導の現状(平成29年5月1日現在)~



特別支援教育推進の方向性

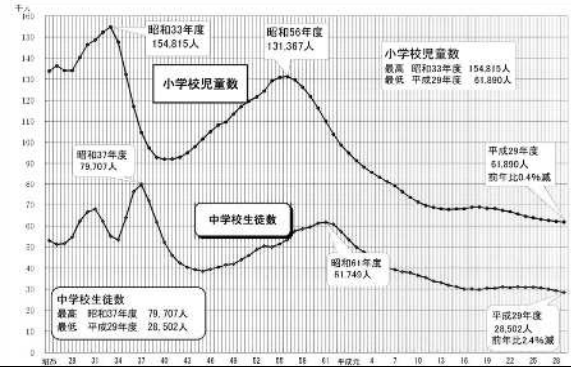
- 多様な学びの場の整備
 - 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備を推進。
- 充実した校内支援体制の整備
 - 校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育の実施のための校内体制を整備。特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許取得率を向上するとともに、全ての教員の特別支援教育に関する専門性を向上。特別支援教育支援員の配置のための地方財政措置。
- 切れ目ない支援体制の整備
 - 教育・医療・福祉・就労等、発達障害を含めた障害のある子供たちを支える関係部局や関係機関の連携・情報共有を促進。発達障害の児童生徒、医療的ケアを必要とする児童生徒、病気の児童生徒等を巡る教育環境の改善、医療的ケアのための看護師等外部専門家の配置等を充実。「個別の指導計画」や「個別的教育支援計画」の作成・活用を推進。
- 共生社会に向けた資質・能力の育成
 - 障害者理解・心のバリアフリーを推進。障害のある子供とない子供の交流及び共同学習を充実。特別支援教育のための教科書・教材の充実。
- 豊かな学習環境
 - 特別支援学校の教室不足の解消に向けた取組を推進。特別支援教育に係る教育費負担を軽減。



文部科学省行政評価資料より引用

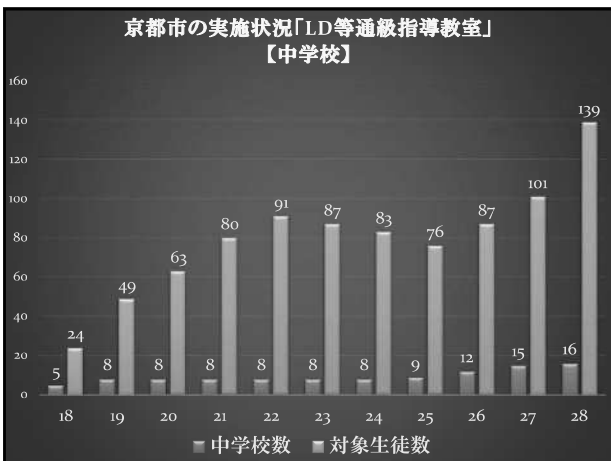
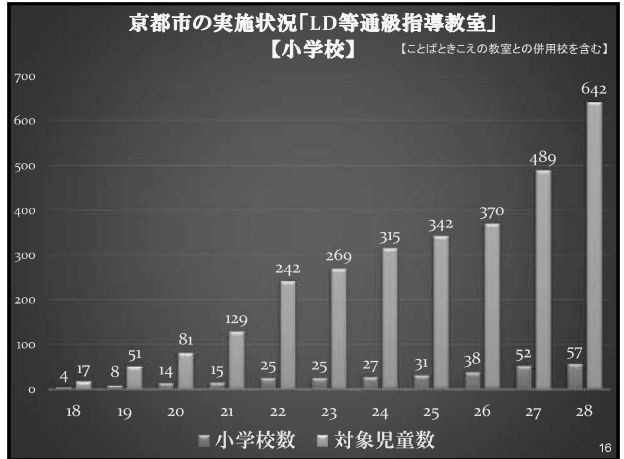
II 京都市における状況と取組

京都市児童生徒数の推移
【平成29年5月1日現在】



京都市「教育調査統計」
LD等通級指導教室設置校【平成30年度】

行政区	ことばときえの教室設置校 【26校】	【LD等通級指導教室】 【86校】	
		小学校	中学校
北区	上賀茂小, 大将軍小	上賀茂, 大宮, 待風, 兼明, 金園, 大将軍	旭丘
上京区	京極小	京極, 西陣中央, 乾羅	上京
中京区	朱雀第七小, 朱雀第八小	朱雀第一, 朱雀第四, 朱雀第七, 朱雀第八, 御所東	京都御池
下京区	下京砂成小	洛央, 下京砂成, 光徳	下京
東山区	開南小, 東山緑小	開南, 東山緑	
南区	九条塔南小, 大塚小	凌風, 祥栄, 久世西, 磨橋	洛南, 久世
左京区	明徳小, 下鴨小	明徳, 岩倉北, 第三錦林, 美徳, 修学院, 美, 錦林	洛北, 高野
山科区	山階小, 小野小	西野, 錦山, 大塚, 百々, 大宅, 山階南	大宅
右京区	常盤野小, 京北第一小, 太秦小	広沢, 御堂, 嵯峨野, 京北第一, 南太秦, 山ノ内, 西京福, 西院, 御津北	藤ヶ岡, 四条
西京区	桂小, 桂東小, 竹の里小	桂原, 松尾, 松蔭, 桂東, 桂坂, 境谷, 桂徳	桂川, 桂原, 大枝, 大原野
伏見区	深草小, 池田小, 池田東小, 伏見南浜小, 向島藤の木小, 神川小	藤ノ森, 桃山南, 深草, 醍醐, 池田, 池田東, 龍園西, 小栗園宮山, 伏見住吉, 横大路, 向島南, 羽東野, 明鏡, 向島藤の木	桃山, 神川, 栗園, 伏見, 洛水



京都市における多様な学びの場の整備

- LD等通級指導教室の設置校数の拡大
- 平成30年度より高等学校におけるLD等通級による指導の開始(伏見工業高校定時制)
- 高等学校における特別支援教育のより一層の推進(東山総合支援学校のセンター機能を核とした高等学校への支援の強化)
- 総合支援学校センター機能の活用促進
- 総合育成支援員の活用
- 就学支援シート, 個別の教育支援計画・個別の指導計画にもとづく指導・支援と引継ぎ

Ⅲ 総合支援学校高等部における取組

総合支援学校職業学科の取組

平成16年 職業学科を開設(白河・鳴滝総合支援学校)

- ①生徒の就労意欲の向上
- ②生徒の能力開発
- ③中学校からの移行と接続に関する意識改革

平成17年 デュアルシステム導入

- ①企業から学ぶ
- ②学校の中で完結しないカリキュラム
- ③就労意欲の向上, 働くことへの構えの変化

◆キャリア教育の視点に基づき, 教育課程全体を見直した

キャリア教育の視点1

自立(就職)のための基盤・土台となる能力や態度の育成を通してキャリア発達を促す



生徒が, 学習上・生活上経験したことについて, 「振り返り」を通して言語化や文字化することにより, 自分なりに意味づけ・価値付け・重み付け・方向付けし, 支援によってその変化・発達を促す

キャリア教育の視点2

「何のために」「誰のために」
生徒にとっての学ぶことの意義につながるようにする



「働くことの意味」を知る

キャリア教育の視点3

- 働くことを通して「ありたい自分」を求める
- 社会との接点で葛藤し, 自己理解を深める



仕事への構えや意欲の変化



「自己肯定観」の育成

自己肯定観を育む

高等部で「伸びる生徒」「伸びない生徒」
働くためには, 「自己肯定観」がなければ続かない

○実習によってストレスを抱えてしまう生徒の例

就労していくためには「自己肯定観」をしっかり持つ経験が不可欠である。

自己肯定観の育成と地域協働活動

新しい職業学科のコンセプト・・・地域コミュニケーション
(白河総合支援学校でのコース拡大)

「自己肯定観」を育むための環境を作り出す
「あなたがいてくれてよかった」「ここに学校があってよかった」という関係性の創造



地域との協働(白河総合東山分校 ⇒ 東山総合支援学校)
・高齢者体操教室, すこやかサロン, 喫茶室, 図書, etc

IV 高等学校における取組

◆平成30年度4月より高校通級が開始

- 市立高校に通級指導教室を設置
 - ・通級指導担当者配置(加配)と自校通級の開始
 - ・校内での通常学級における生徒支援
 - ・校内研修の実施
- 高校通級特別支援チームを設置
 - ・高校通級立ち上げのサポート
 - ・各市立高等学校への巡回相談
 - ・各校での校内研修のサポート

高校通級での取組

◎通級開始に向けた手続き

- 中学校訪問・引継ぎ
- 学校説明会での「通級指導」に関する説明
- 通級指導希望の確認
- 希望する生徒の情報収集とアセスメント(観察)
- 通級希望の合意形成
- 校内委員会での対象生徒の決定

LD等通級指導教室での指導内容

- 週に1時間指導を加える形で単位を認定
- 個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、具体的な指導を開始
- 障害に応じた特別な指導(自立活動)を行う
- 通常学級(在籍学級)と連携し、生活の中で生きる指導につなげる

高校と大学の違いは大きく3つ

- 生活基盤の変化
- 修学システム
- クラス

発達障害のある大学生の 支援における課題

- 社会全体の受け止め力
- 自己理解の不十分さ
- 過剰適応
- 支援の拒否

過剰適応とは

- 行き過ぎた適応
- 環境からの要求や期待に個人が完全に近い形で従おうとすること
- 内的な欲求を無理に抑圧してでも外的な期待や欲求に応える努力を行うこと

(石津, 2006)

高校から大学, 実社会へ

- 過剰適応への対応
- 自身の良さや特性の理解
- 必要な支援の自覚と要請力の育成

障がいのある学生に対する教育的支援の現状と課題

本学における学生支援に向けての教育実践報告

京都ノートルダム女子大学 現代人間学部 教授 三好 明夫

障がいのある学生に対する 教育的支援の現状と課題

本学における学生支援に向けての
教育実践報告



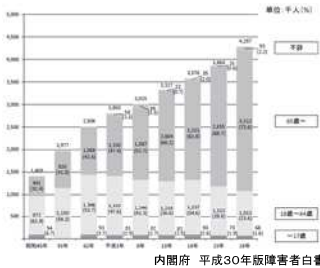
京都ノートルダム女子大学 現代人間学部 三好明夫

はじめに

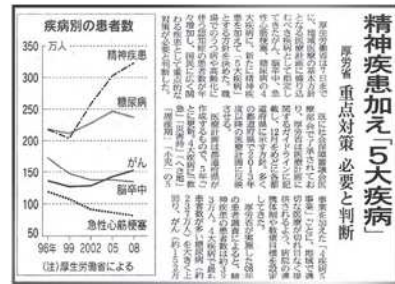
- 学生の心身状態の多様化が拡大
精神障害、知的障害、発達障害...
- 学生の不安増大
人間関係、学業不振、資格取得、卒業後の進路...
- 学生からのSOSの発信、教職員の受信のタイミング
もう少し早ければ、こういう結果にならなかった...

本学における学生支援の概要と心にしんどさを抱える学生を中心とした支援に向けての教育実践報告

心の病は日本国民4人に1人が経験、“生きづらさ”加速の背景と治療の実態



精神疾患 5大疾病に



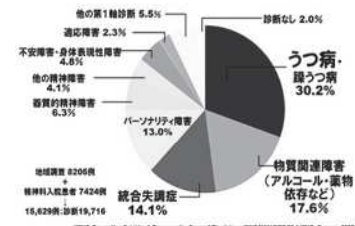
2001/7/7 日本経済新聞

患者のなかで大きな割合を占めるのが「気分(感情)障害」



精神疾患と自殺との関連性

自殺と精神障害



「精神保健医療福祉の改革ビジョン」

厚生労働省 2004年

- 「国民意識の改革」
- 「精神医療体系の再編」
- 「地域生活支援体制の再編」
- 「精神保健医療福祉施策の基盤強化」

↓

「入院医療中心から地域生活中心へ」
精神医療への抵抗感が薄らいできた

↓

入院患者は減少したが、通院は増加傾向
地域社会全体(大学全体)の課題として向き合う必要がある

- 「以前、精神科のクリニックは目立たないところで開業していたが、いまは人通りが多いところにある。通院患者が増え、精神医療への抵抗感が薄らいできた」
- 精神医療の現場では、どんな治療がされているのか？ 精神科クリニックに勤務する男性医師は「カウンセリングと投薬治療が中心。そのほか、精神療法を受けたり、(共通の悩みや問題を抱える当事者が集まり、分かち合う)自助グループに参加する体制をとっています」と言う。

近畿圏に住む菊池純子さん(仮名=20代)は、中学一年から精神科クリニックに通っている。
「眠れなくなったり、イライラが続き、先輩からクリニックを紹介されました」

当初から、抗うつ剤などの向精神薬が処方されていたが、診断名は気にしていなかった。しかし、学校を休む都合で診断書をもらったとき、うつ病と知った。

すぐに改善はせず、自殺を考えたこともあった。医師に状態を話すと、処方される薬が変更された。

「自助グループに参加して、自分だけじゃないと気分が明るくなった」

- 関西地方に住む吉田奈々さん(仮名=20代)は、そううつ病と診断されている。自殺願望が強く、未遂を何度も繰り返した。そのため通院だけでなく時折、入院もしている。

「中学生のころから死にたいと思うことがありました。虐待を受けたり、いじめを受けていたことが原因かもしれません。家出を繰り返して、気分転換をしていましたが、働いてひとり暮らしをすると、精神的なバランスがとれず、病院に通うようになりました」

カウンセラーや相談員に話すと気持ちも安定することもあるが、ひとりになると、どうしても悲観的な考えばかり浮かんでしまう。そのため自殺願望が強まったときに数か月間、入院を繰り返している。

「医師を信頼して、つらいときはきちんと話そうにしています」

「医療や介護、福祉へのアクセスがよくなったほか、自殺の背景にある多重債務や生活困窮、虐待、アルコールの問題に目に向けた面もあると思われます。しかし最近の自殺者の減少は手放しには喜べません。事件性のない死の場合、警察の捜査の範疇ではなく、公衆衛生としての死因究明が不十分です」

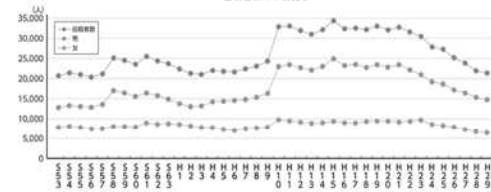
- 週刊女性Prime <https://headlines.yahoo.co.jp/article?a=20190204-00014359-jprime-life&p=3>

20018年 自殺者数減少 だが

2018年警察庁統計(速報値)

警察庁の統計(速報値)によると、'18年の自殺者数は2万598人で9年連続の減少となった。

自殺未遂者の75%に精神障害があり、うち約半数はうつ病という調査結果もある。うつ病対策は自殺対策と連動するともいわれる。



精神疾患 発達障がいへの理解

- 最近では発達障害や依存症なども注目を集める。医療や保健、福祉の連携や支援体制は必ずしも十分ではない。地域の中でサポート体制の整備が求められる。「発達障害を理解した支援対応の必要」

<広い意味での「精神障害」は「発達障害」>



発達障害 = 広い意味での精神障害 (= 脳の1つ)

LGBTについて

- LGBTとは、Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性別越境者)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。

- 電通ダイバーシティラボの2015年の調べ(全国69,989名にスクリーニング調査を実施)では、日本におけるLGBTの割合が人口の7.6%存在するとされている。

トランスジェンダーには出生時の身体の性別によってMtF(Male To Female)やTrans woman、FtM(Female To Male)やTrans manという表現も用いられる。

◇トランスジェンダーをカミングアウトした学生支援体制構築の必要

特定非営利活動法人 東京レインボープライド <https://trp2017.trparchives.com/lgbt>

LGBTへの対応、現状と不安

- 2017年3月、日本政府はいじめ防止基本方針の改訂を行い、LGBT生徒の保護の項目がはじめて盛り込まれた。これに先立ち、2016年には教職員向けに、LGBT生徒への対応を記した手引きも発行している。
 - しかし、実際はまだにLGBTに対する差別やいじめがあるのが現状。いまだ日本でのLGBTのカミングアウトにはハードルが高いのが現状。
 - 日本労働組合総連合会が実施した「LGBTに関する職場の意識調査」によると、職場に同性愛者や両性愛者がいることに抵抗を感じる人は、3人に1人というデータがある。また、男女別にみると、抵抗を感じる人の割合は男性が女性の約2倍となり、40代、50代と年代が上がるにつれて高くなる傾向がある。
 - 「就職面接でカミングアウトしたら、帰ってくださいと言われた。帰りの電車の中でたまたた泣いた」ある就活学生
- ・ ウェディングパークマガジン<https://www.weddingpark.net/magazine/97/>

LGBTの就職(大学生生活と置き換えて考える)

- 「まだ結婚しないの?」「オカマっぽい」「男っぽくて変」などといった差別的な言動が日常の会話で起きているという問題がある。
 - しかし、差別を受けたくないからという理由で、職場でカミングアウトするLGBTが少ないということもあり、社内のLGBT対応が進まない現状がある。
 - LGBT当事者としては、同僚に避けられたり偏見を持たれたりすることへの不安、着替えやトイレ、異性向けの会話に参加する時など、本当の性別を隠すことのストレスから100%仕事に集中するのが難しいという人も少なくない。会社に居場所がない...と、自分の能力を発揮できなくなることもあり、悩みを職場で誰に相談していいかわからず、孤立を深めてしまうような深刻な問題もある。
 - こうした企業の就職差別に大学はどう向き合うのか、大学学生生活での支援活動をどう考えるのか。
- ・ ウェディングパークマガジン<https://www.weddingpark.net/magazine/97/>

「性には多様性がある」トランスジェンダーの女性を受け入れる 御茶ノ水女子大学

- 固定的な性別意識にとらわれず、ひとりひとりが人間としてその個性と能力を十分に発揮し、『多様な女性』があらゆる分野に参画できる社会の実現につながっていくことを期待している。
 - 本学はすべての女性たちがその年齢や国籍に関係なく、個人個人の尊厳と権利を保障されて、自身の学びを進化させ、自由に自己の資質能力を開発させることを目指している。
 - その意味からも、性自認が女性であって、真摯に女子大学で学ぶことを希望する人を受け入れるのは自然な流れだろうと思う、多様性を包摂する社会としても当然のことと考えた。
- ◆ 性自認と多様性を受け入れる前提での具体的な支援体制の必要
- ・ 御茶ノ水女子大学学長直書抜粋https://www.huffingtonpost.jp/2018/07/09/ochadai-kaiken_a_23478268/

LGBT支援で考えなければならないこと

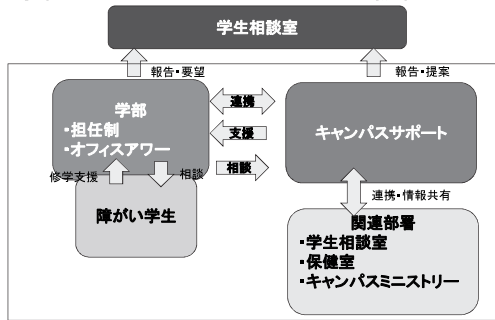
- 例えば、障害者差別解消法の合理的配慮がどのように守られるのか。
 - 「障害者」の中には性同一性障害も含まれており、性同一性障害に該当する人はこの法律によって守られている状況であるはず。
 - LGBT対象者は「障害者」であることを自身認めて支援してほしいと思ってる人たちはかなりではないはず。
 - 「障害者」でも「病者」でもなく「多様性(性志向、性自認)を認めて配慮してほしい」と依頼してくる学生に対してハード、ソフトの具体的な支援が可能か。遠い先のことではないはず。もう大学内にいるかも。
 - 無理解や差別、偏見で「鬱」になり命を絶った人もいる。 れいんぼー神戸代表
- ・ 教職員への理解、啓蒙啓発の研修会、勉強会、事例検討の実施など
- ・ 学生への理解、啓蒙研修会、事例勉強会、授業科目の新設など

LGBTの人が困りやすいことはどういうことがあるか

- 戸籍上の性別で分けられているもの
- 社会的な性別や異性愛前提で分けられているもの
- LGBTの人からカミングアウトされたらどうするか

- LGBTの人が困りやすいことはどういうことがあるか
 - 戸籍上の性別で分けられているもの
 - トイレ、着替え、制服、健康診断、宿泊施設、病院、敬称(ちゃん・くん)、持ち物の色、アンケート、座席など
 - ⇒違いを認めて、違いに対する整備改善を行う。
 - 社会的な性別や異性愛前提で分けられているもの
 - 保健・性教育、男らしさ・女らしさ、病院、恋愛、結婚の話し、仕事など
 - ⇒男らしさ・女らしさを強要しない、いろいろな性的指向があることを知り、認める。様々なロールモデルを広める。
 - LGBTの人からカミングアウトされたらどうするか
 - ①話をしっかりと最後まで聴く。
 - ②アウトプットに注意する(守秘義務)、情報共有範囲の取り決め
 - ③支援してほしいことの確認
 - ④誰に話していいのか確認(保護者への確認)
 - ⑤ゼミ、クラス、学科、大学(教職員)へのカミングアウトは本人の意向とともに慎重に
- ・ 「セクシャルマイノリティを知る」れいんぼー神戸代表内藤れん氏講演より

京都ノートルダム女子大学の支援体制



1. 学生サポート

- 新入生対象のフレッシュマンセミナー開催
- 4月中旬の平日1日
 - ・ 大学生活へのスムーズな導入をはかる目的
 - ・ 各学科ごとに、上級生が企画リード、交流、安心感付与
 - ・ 教員も担任を中心に参加
 - 例) 市内神社仏閣散策
スウィーツづくり
ゲーム、レクリエーション大会

2. 個別支援

- 担任(指導教員)制
 - ・ 担任は、1, 2年生は基礎ゼミ(ゼミ編成は学科でセット)、3, 4年生は専門ゼミ(学生が希望調書提出、卒業研究)を受け持つことで4年間のサポート体制へ
 - ・ 保護者への関与も、入学式後の保護者懇談会で交流
まずは担任から。情報交換、共有の依頼

3. 教員による相談タイム

- オフィスアワー
 - ・ 教員が研究室において、決まった時間に学生の相談に応じる
 - ・ 担任以外の教員へ相談する機会
授業内容、進路、学生生活等についてセカンドオピニオンの体制構築
 - ・ 教職員間の連携強化を図る→状況に応じて担当教員と担任との話し合いだけではなく、学科会議また関連する委員会での協議等へ

4. 特別な支援のサポート

- キャンパスサポート
 - ・ 修学や学生生活において、特別な支援を必要とする場合の受付窓口
 - ・ 入学前段階での相談受付体制
- 課題
周知されにくい。キャンパスサポートの支援体制の整備も、学生本人からの申請がなければサポートはスタートしない

5. 心身両面からのサポート

- 臨床心理士(専従3人体制)による学生相談室
 - ・ 勉学、家族関係、友人関係、恋愛関係、自身のパーソナリティ、アルバイト、部活サークル、将来への不安等、あらゆるジャンルに対応
 - ・ プライバシーへの十分な配慮
- 保健室
 - ・ 急病、怪我への対応
 - ・ 定期健康診断
 - ・ 健康相談(内科医、常勤精神科医、常勤婦人科医による)
 - ・ 関係部署との連携—キャンパスサポート、学生相談室と綿密連携
 - ・ 新入生の入学時にはメンタルヘルスチェックのスクリーニング→必要に応じて個別に学生相談室の内容説明を行い、本人の意向に沿って来談を勧める。→学生相談室来談は学生が決定するので、メンタルサポートが必要と思われる学生でも来談しないケースはある。

6.仲間づくりの支援

- キャンパスミニストリー
 - ・キリスト教をさまざまな角度から学習できるサークル活動
 - ・シスターとの会話
 - ・さまざまな活動拠点としての役割(友達づくり、友達とのたまり場、リラクゼーションスペースとして)
- ボランティア
 - ・福祉系、心理系学生としての活動、ボランティアサークル
 - ・大学全体として献血活動、近隣の児童館の子どもたちを招いてのイベント、交通安全ボランティアなどで協力連携

7.学生の主体的活動

- 学生の活動(課外活動や学生行事の充実)
 - ・授業以外の活動—学生会執行部、大学祭実行委員会、クラブ、サークル等の加入を高める
 - ・教員と学生支援部門の事務局での連携を深めていく
- 学生支援について
 - ・学生委員会—退学者防止対策
学生委員⇒各学科 学科全体で検討
 - ・担任制度による学生支援の強化を検討—担任⇒キャンパスサポート、学生相談室と連携協働

8.特に障がい学生への手厚い支援としての学生相談室(再掲)

- 学生の抱える困難や支援ニーズの多様化への対応
 - ・保護者との情報共有
 - ・学内関連部局との連携
 - ・学外の各種社会資源(ホームドクターなど)との連携強化
- 悩みを抱える学生の早期発見・早期支援
 - ・学生相談室の活動を教職員へ周知推進
 - ・オープングループ活動(ランチアワー-HANA)の周知および充実
 - ・学生が学生相談室を周知し、来室への抵抗感緩和をはかる
 - 学生相談室に来室することを避ける学生ほど予後が悪い

9.心に不安を抱える学生支援

- 学生相談室主催の研修会実施 年2回 全教職員対象
 - ・教職員の心理的支援のさらなる質の向上
 - ・学生相談室構成員間での情報共有および課題の整理
 - ・学生相談室活動のさらなる向上を目指す
- これまでの本学での研修テーマ 2008年以降 抜粋
 - 学生が抱える精神的問題への理解と支援 精神医学の観点から
 - 大学になかなかなじまない学生への理解と対応 心理学的視点から
 - おとなの発達障害 適切な理解と支援のために
 - 「なんでわかってくれないの」 理解/コミュニケーションしんどさを抱える学生
 - フール学級大学における学生支援の取り組み 学生支援GPから学生支援センター化に
 - こんな学生への対応のQ&A「直撃」が怖い、質問が「皆んな学生」
 - 発達障害学生への支援 富山大学における一歩のコミュニケーションサポート
 - こんな学生への援助のQ&A「理解だけでは出られない」最近増加する学生のウツ
 - 現代の大学生の親子関係と支援の実態
 - 大学生の不登校、ひきこもりについて
 - 異性体験によるロールプレイ「学生の気持ちも理解する工夫について」
 - 発達に「マルチ」の新しい大学生への支援
 - ロールプレイで学ぶ「学生の好きな行動を増やし教職員と良い関係をつくるコツ」
 - 発達上の困難を抱える学生と良い関係を築くために 関係づくりは環境づくりから始まる
 - 卒業期における学生サポート
 - 大学に求められる合理的配慮とは何か 入学期における学生サポートを振り返って

障がい学生支援の状況

障がい種別	支援状況
身体障害	...
知的障害	...
発達障害	...
精神障害	...
その他	...

学生相談室利用状況

利用状況	相談件数	相談内容
...
...
...

10.危機管理

□大規模災害等に対する危機管理

- 『学生携帯用(事故・急病・大地震)時対応マニュアル』を新入生全員に配布し、災害時の対応について周知徹底
- 支援ニーズを抱える学生に対してはさらに個別説明を実施
- 支援ニーズを抱える学生に対しては、災害以外の犯罪等の事件事故の危機管理に対する定期的な個別支援を検討
- 防災訓練への学生参加の呼びかけと共同活動(いざという時に慌てないように)

11.仮想事例 問題提起

□事例1 公開のため抜粋

相談受付	相談室に未訪
相談期間	
疾病	(不安、緊張)
初回面接時の主訴・様子	将来は幼稚園教諭を目指すので何とかしたい。
生活歴	症状は中学3年から始まった。
家族状況	両親不仲
支援経過	<ul style="list-style-type: none"> 自身から、クラスの教員に自己の状況及び配慮が必要な事項を話すことの提案を行うことを試みた。 これにより少しずつ自己コントロールが可能になり、相談は継続した。

11.仮想事例 問題提起

□事例2 公開のため抜粋

相談受付	相談室に未訪
相談期間	
疾病	障害
初回面接時の主訴・様子	<ul style="list-style-type: none"> 直時は重症を要、それよりも表情の暗さ、全体的な顔さの方が印象的。
生活歴	小学校時代から自分の居場所、役割を見いだせず孤立感。
家族状況	<ul style="list-style-type: none"> 家族構成— 母に甘えたいが心配かけてはいけないので、それができない。 父のことはあまり語りたくない様子。
支援経過	<ul style="list-style-type: none"> 大学入塾増加、精神科通院開始。 年生変わり頃、担当がクラスの廃除によりサポート体制がなくなる。 年生、生活環境の変化に伴い通学距離が激化、疲れ果てた状態に陥る。 年生、月、カンセンターの始めで入塾。 通院状況、そこで生活歴と通院開始。

20〇〇年度 〇〇学科 キャンパスサポート利用学生 (仮想・配慮必要学生説明)

学籍番号	学生氏名	障害の内容及び診断名	障害の区分	必要な配慮・支援	配慮文書	障害内容の補綴資料	学籍	備考
A		●●障害	○障害	[授業の配慮] -欠席時の配慮 -出席の配慮	○本人	診断書	○	◇資持希望
B		▽▽症 ◇◇疾患	△障害	[授業の配慮] -出席の配慮 -遅刻・欠席時の配慮 -課題の提出期限の早めの告知 -グループワーク時の配慮	○大学	診断書 ○○手帳	○	△実習予定
C		□□障害 ○〇病	□障害	[授業の配慮] -授業内容の事前確認(プリントを配布・後書するなど視覚で分かる形での配慮) -広義の内容に照しても可能な範囲で視覚で分かる範囲での配慮 -指名する際の配慮(指名もで知らせる、順番通りに指名するなど) -質問を行ったときの対応 -グループワークでの配慮	○本人	○〇検査結果報告書 ○手帳	中断	□実習終了

障害者差別解消法 合理的配慮

- 障害者差別解消法(第7条第2項、第8条第2項)は、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、

障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うこと(合理的配慮の提供)を求めています。

- これは、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものといわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものです。

- 障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】平成29年11月 内閣府障害者施策担当

・知的障害 合理的配慮事例

・【生活場面例：教育】

- 発音はないが、実物や指差し、発声で要求や援助を伝えることができる。しかし、明確に相手に伝わらないことも多い。
- 本人の理解度や操作能力に合わせて、絵カードやタブレット端末、音声ペンなどの補助手段を導入した。

・【生活場面例：雇用・就業】

- 危険性の予知が難しく、校舎の窓から外へ出ようとすることがある。
- 落下を防ぐため、やや高めの窓すりすりや柵を設置した。

・【生活場面例：災害時】

- 予定外のことなどで不安になったり、パニックになったりすることがあり、災害時にも同様のことが予想される。

- 避難場所や避難する際の注意などを分かりやすく伝えるための視覚的な手がかりを用意した。また、学校内の避難経路は分かりやすいように、生徒の自らの位置に目印を設置し、避難訓練の際もそれを手がかりにして避難するようにした。

精神障害 合理的配慮事例

- 【生活場面例：教育】
- 障害により講義に集中できないときがあり、単位の取得が難しくなっている。
- 生徒の希望と症状の診断結果を考慮して、一部の講義にチューターを付けて修学支援することとした。
- 【生活場面例：雇用・就業】
- 細かい作業の段取りがなかなか覚えられず、急な手順の変化などには対応できない。
- 作業手順などを示した業務マニュアルについて、分かりやすい内容となるよう工夫して作成した。また、説明や指示は具体的にを行うように職場スタッフに周知した。
- 調子が悪い場合に薬を飲んだり少し休みたいときがあるが、職場で周囲の目があると気が引けてしまう。
- 気兼ねなく服薬と小休止ができるように別室を設け、必要に応じて別室での休憩を認めることとした。また、本人の希望を踏まえて、障害の状況について理解を促すための職場研修を行った。
- 業務や職場での悩みを相談したい。
- 関連ケア資格を取得した者を相談員とし、悩んでいることを相談できる機会を設けた。

発達障害 合理的配慮事例

- 【生活場面例：教育】
- 周囲に多数の生徒がいる環境だと集中できなくなってしまう。大教室で行われる講義については、別室で受けられるようにしてほしい。
- 大教室にカメラ、別室にモニターを設置し、別室において受講できるようにした。
- 大きな音に敏感な児童への対応が求められた。
- 椅子の引きずる音を減少させるため、全ての机と椅子の脚に防音加工を施した。
- 休憩時間から授業への気持ちの切替えに時間がかかるため、授業に集中できない。
- 休憩時間に好きな活動をしている途中でも授業への気持ちが切り替えやすくなるように、チャイム前に合図となる音楽を流すようにした。
- 黒板の横などに掲示スペースがあると、視界に入る掲示物が気になって授業に集中できない。
- 掲示スペースを教室の後ろ側へ移設した。

教育のやくわり、学生を守り育てるとは

- 障がいを抱える学生たちに健やかで安心した大学生活を過ごしてもらい、無事卒業し、社会人として活躍してもらいたい。
- 退学者の理由はさまざまだが、心のしんどさで進路変更を余儀なくされた学生が大半。心のしんどさを見つけ、支え、ともに進むことで退学希望の変更がなされるかもしれない。
- 障害者差別解消法が施行され、障害のある人となない人が実際に接し、関わり合う機会が増えている。この機会を絶好のチャンスとして相互理解を深めていくことが、共生社会の実現にとって大きな意味を持つはず。
- そのための一助として、障害のある人も社会参加しやすくなるための合理的配慮の提供が必要となる。彼らにとってよりよい合理的配慮とはどのようなものなのか。その合理的配慮の実施をもっとのようなことが実現されるのか。なぜ合理的配慮が不可欠なのか。
- 全教職員・学生が同一理解し、同一支援を展開する必要がある。

ご清聴を感謝いたします

amiyoshi@notredame.ac.jp



第24回FDフォーラム2019年3月3日立命館衣笠キャンパス
「第11分科会、障がいのある学生に対する教育的支援の現状と課題」報告

1. 大谷大学の障がい学生の支援

(1) 支援方針

大谷大学は、障がい学生支援の方針を「入学前からの相談体制を強化し、社会人としての自立に向けて一人ひとりが必要とする支援を図る。」と定め、教職員全体で障がい学生の支援について方針を共有するために2018年4月にリーフレット「障がい学生支援のために<教職員用>」を発行した。

学生への支援体制は、学長が最高責任者となり、全学的に教職員が一丸となって障がい学生の支援にあたっている（図1参照）。

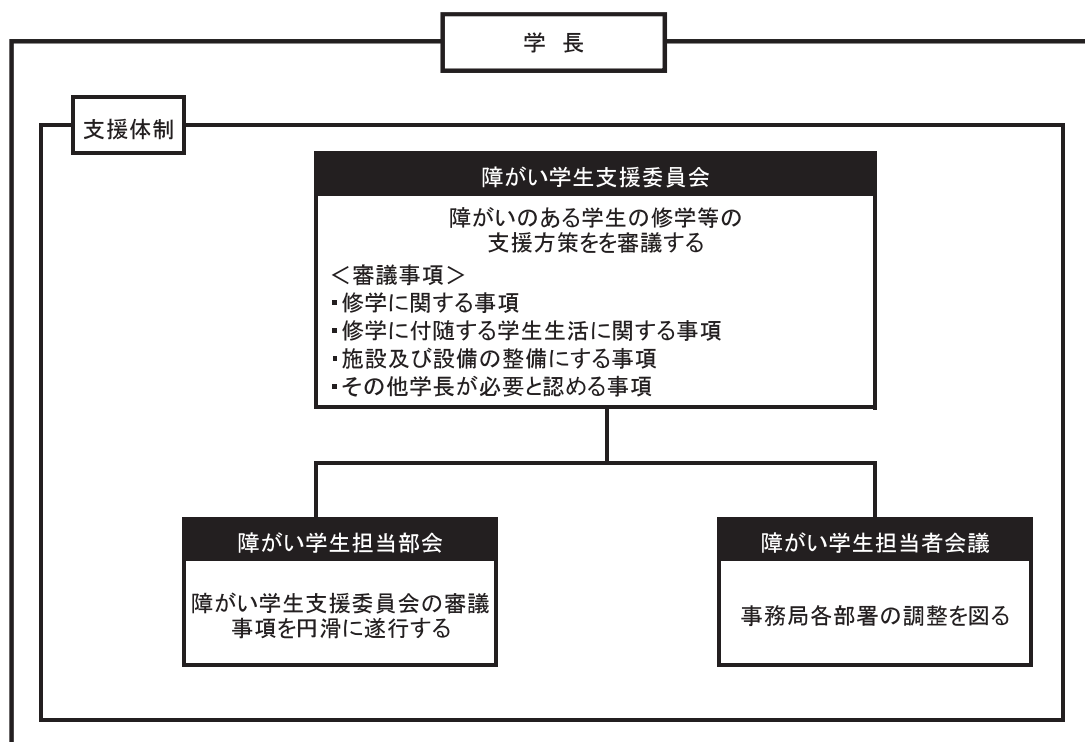


図 1

(2) 支援体制

図1の支援体制のもと、具体的な支援内容の検討や実働は障がい学生担当者会議が担当している。会議は関係部署からの職員で構成され、授業実施期間中は月1回の定例会議と必要に応じて臨時で開催している。分担と担当部署は次の通り。

入学に関する事項：入学センター、学生支援全般：学生支援課、健康相談：保健室、授業・試験：教務課・教育研究支援課・図書・博物館課、キャリア（就職）支援：キャリアセンター、施設関係：総務課（施設）。

(3) 支援内容（実施時期と内容）

①受験前～入学前（合格後）

・受験前面談

別室受験や時間延長などの配慮について、本人の希望と必要性について確認。

・入学前面談

「障がいについての予備準備シート（インタークシート）」を利用し、学生生活や授業・定期試験時の支援内容について不安を抱えることの無いように面談を実施している。面談では本人の希望を聞き取り、互

いの合意形成を目指して話し合っている。

②大学生活（入学後～卒業）

入学後は、入学前面談の内容を基礎に支援を行う。その中で、本人もしくは保護者から申請があった学生については校医との面談を実施し、配慮内容を決定する。授業時の配慮内容は、「配慮依頼文」として指導教員及び授業担当者に配付し、必要な配慮を依頼している。また、配慮内容に応じたノートテイク、板書テイク、食事や歩行サポートなどを学生による有償ボランティアを実施している。

このように、随時、障がいのある学生本人と話し合い、よりよい支援に向けて支援方法の改善を全学体制で実施している。

(4) キャリアセンターにおける障がい学生支援

キャリアセンターでは「学生が、卒業後の進路を自己決定していくために支援する」を基本に「自ら考え、行動する」に重点を置いて支援を行っている。

具体的には、個々の状況を面談により把握し、目標を設定している。中には一般枠での就職を希望している学生もいる。

入学当初から配慮の必要な学生については、こうした流れに沿った支援を行うことができている。

一方、単位がきちんと取れて進級してきた学生の中にも、何らかの配慮が必要となると思われる学生も一定数在籍している。これらの学生の存在は早い段階ではあまり注目されていない。こうした学生の中には決められたスケジュールに合わせてガイダンスなどの支援企画にもきちんと出席し、前方に着席するなど、一見、積極的に見える学生もいる。しかし、実際には、決められたスケジュールに参加することを目的とし、ガイダンスで聞いた内容を次の行動に生かすことができない傾向が見られる。

また、本格的に就職活動の準備が始まる第3学年後期からは、キャリアアドバイザーによる履歴書作成の面談が開始される。4回の個別面談を通して履歴書を作成していく内容となっている。この面談の中でも、「会話のキャッチボールができない」「学生時代に力を注いだことがない」「履歴書作成には時間がかかりそう」など、キャリアアドバイザーからの報告で初めて配慮の必要性を把握する学生もいる。次の事例はこのケースに該当する学生についての報告である。

2. 事例報告

(1) 概要

- ・ Aさん（男子学生）
- ・ 発達障害（就職活動中に診断）
- ・ 母親の勧めにより受診、当初本人は受け入れがたい様子
- ・ 本人の特徴としては、こだわりが強い、マニュアル通りにやることは可能だが工夫を凝らせないタイプ
- ・ 卒業後に在住地の支援機関を利用し障害者枠で採用される

(2) Aさんの就職までの流れ

①低学年次

Aさんは、案内された支援企画にはほぼすべて参加している。この他にも、資格講習（任意）も受講しており、この時点では、要配慮学生という認識はなかった。

②就職活動準備期

就職ガイダンスにも全て出席している。また、取り組みが遅い学生が多い中、Aさんは、早い段階から履歴書作成に取り組み、履歴書作成の面談も全出席で履歴書も形にすることができた。ただし、担当のキャリアアドバイザーからは「面談中集中力が切れるとよそ見をしたり、そわそわする」「意に染まないと、言葉遣いが攻撃的になる」「言葉を変えて説明すると理解も進んだがコミュニケーションがとりにくい」などの報告があった。

③就職活動前期

乗り物（特に鉄道）へのこだわりが強く、鉄道関連の企業複数社にエントリーしたが、選考（面接）がうまくいかず結果が出ない。志望業界も広げられないことから徐々に行き詰っていった。キャリアセンター

からの呼び出しには応じて面談には来るものの、焦りや落ち込みから言葉遣いも攻撃的なことが多かった。

④就職活動後期

夏休み明けに来室した際「母親からの勧めで受診し発達障害の診断を受けた」こと、「障害者手帳取得予定で、それまでは母親から就職活動を止められている」ことが本人の口から出た。しかし、このことは指導教員など他には言わないよう念押しするなど、自分自身でも気持ちの整理ができておらず、相変わらずイライラした様子であった。そこで、これまでの就職活動を振り返るとともに手帳取得後の活動について一緒に相談して行くこととなった。

その後、外部機関が主催するコミュニケーションが苦手な学生を対象とした「新卒就職応援セミナー」などへの参加や在住地の障害者職業センターでの支援を受けることを勧め、情報を提供した。

後日、本人から「両親とも話し合い、卒業までの就職にはこだわらず、残りの学業に集中し、手帳の取得ができてからの就職活動でもよいと考え始めている」との報告があった。

⑤卒業後

在住地の障害者職業センターでの支援を受けた。結果、卒業年の6月下旬に地元の製造業の会社に就職が決まったとの電話連絡があった。

本件は、Aさんが就職をあきらめずに活動したこと、母親の勧めでの障害者手帳の取得を受け入れたこと、両親とも話し合いの場を設け、就職活動の方向性を出せたことなどが、就職に繋がった要因であると考えている。

(3) 支援の課題

配慮を必要とする学生と言っても、一人ひとり個性や背景も異なることから、支援の内容も個々に異なってくる。中には学業と就職活動を両立できない学生もいる。様々な個性を有する学生たちを支援して行くにあたって次の課題があげられる。

①本人

- ・障害とどのように向き合い受容するか

②保護者

- ・信頼に基づく協力関係の構築

③障害理解と支援に対する協力

- ・教職員間での情報共有と連携
- ・外部機関（専門機関）との連携

④卒業後の進路（就職）

- ・理解ある就職先の開拓や支援機関との連携

3. まとめにかえて

この度は、FDフォーラムで大谷大学の事例報告をする機会をいただいた。今回のテーマについて、担当の職員とも話し合い、本学の取り組みを振り返るよい機会になったと考えている。

キャリアセンターには卒業と同時に進路（就職・進学など）を決定させる役割がある。特に就職率を上げることが学生募集にも影響することからこの役割が重要であることは間違いない。しかし、私見にはなるが、配慮を必要とする学生たちに、他の学生と同様に卒業＝就職というゴールを課すことは現実的ではないケースもあると考えている。卒業後に専門の支援機関への接続など、個々の長い人生を考えた上でゴールを設け、支援を行って行くことも大切であると考えている。